

県と市町のあり方についての見直しについて

1. 取組の趣旨

滋賀県行財政改革方針に基づき、地域主権改革に対応するため、県と市町の役割分担を踏まえ、県と市町の施策・事業のあり方について見直す。

2. 取組の経過

市町と県の担当部課長等で構成する会議を設置（「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議」）

- 平成23年度 ①「事務の共同化」
- ②「二重行政の解消」（「(市町の)施策・事業の執行支援」と「(県の)執行方法の見直し」に分けて整理）
- 平成24年度 ③「権限移譲」
- ④「関与のあり方の見直し（一括交付金化を含む）」

権限移譲の検証報告書(案) ダイジェスト

平成24年 月

地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議

はじめに

「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議(市町・県推進会議)」では、これからの権限移譲を考えるに際し、まずはこれまで取り組まれてきた権限移譲に対する検証を行った。

第1章 これまでの権限移譲の状況

1. 「権限移譲実施計画」(平成12年9月策定)について

- ・滋賀県・市町村権限委譲検討協議会において策定
- ・移譲対象事務 15事務(うち14事務を移譲)
- ・計画期間 平成13年度から平成16年度

2. 「さらなる権限移譲基本計画」(平成18年2月策定)について

- ・滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会において策定
- ・移譲対象事務 74事務(うち68事務を移譲)
- ・計画期間 平成19年4月から平成22年4月

3. 全体の移譲の状況について

(1) 移譲事務数

平成24年4月1日時点での移譲事務数は99事務

(2) 第2次一括法

「地域主権戦略大綱(平成22年6月閣議決定)」に基づき平成23年8月に公布された第2次一括法等による県から市町への移譲

第2章 権限移譲の検証について

1. 検証の目的

特例条例による権限移譲について、現状を把握した上で、成果と課題を分析・評価し、今後の権限移譲の検討に資する。

2. 検証の方法

(1) 検証の視点

「住民サービス」「市町の評価」「コスト」が主な視点

(2) 検証の進め方

市町・県推進会議に設置した権限移譲検証部会において調査を実施

ア 調査対象

「さらなる権限移譲基本計画」で移譲した事務・権限のうち法移譲を除く7分野54事務

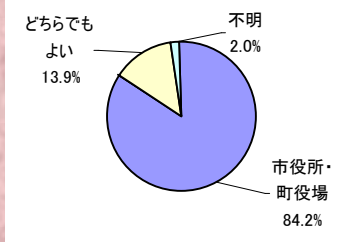
イ 調査方法 ・ ウ 回答状況

- ① 窓口調査(市町の窓口に来られた住民を対象にアンケートを実施) 101人
- ② 総合調査 19市町
- ③ 個別調査 19市町 延べ615事務

第3章 調査の結果(1)

1. 住民を対象とする調査(窓口調査)

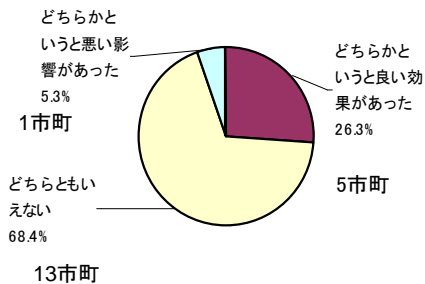
「手続きが市役所・町役場でできるようになったことについて、総合的にどう思うか」については、「市役所・町役場で手続きができる方がよい」と85人が回答。全体の84.2%となっている。



2. 市町を対象とする調査(総合調査・個別調査)

■移譲の効果について

ア. 住民サービスの向上(事務処理の的確かつ迅速な対応や住民の利便性の向上など)



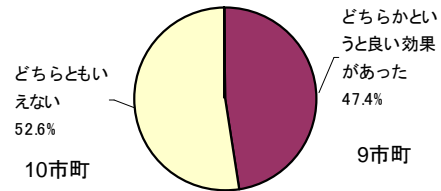
〔良い効果等〕

事務処理の完結、迅速な対応、身近なところでの処理、提出書類の簡素化

〔悪い影響等〕

県・市町両方の窓口に行かなければならない事務、申請件数が過少な事務の処理が困難

イ. 市町の個性をいかした自主的・主体的な地域づくりの推進等



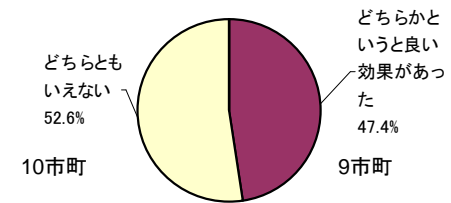
〔良い効果等〕

独自の条例や基準の設置、関係課との連携を図るなど地域の実情に即した対応が可能

〔悪い影響等〕

県への相談の依存傾向など運用面での課題、専門性の確保が必要

ウ. 事務処理の効率化



〔良い効果等〕

窓口が一元化し処理が完結、関係課や他機関との連携した処理が可能、よきめ細かなサービス提供が可能

〔悪い影響等〕

申請件数が過少、または発生がない事務は効果が発現していない、専門性が高く習得に時間が必要、通知のみの事務、県に手続きが残っており非効率

「どちらともいえない」の回答の詳細な内容として、「以前より実施している、または手続きや処理時間等に変化がない」、「該当事例がない、発生がほとんどない」、「地域実情を反映する要素がない」、「移譲前と比較ができない」等の意見があった。

第3章 調査の結果(2)

■移譲の視点について

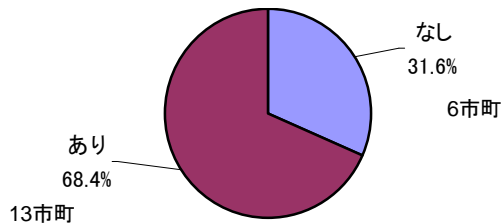
「住民の利便性の向上や負担の軽減」・・・12市町
 「地域の实情に即した対応」・・・・・・・10市町
 [市町の個性をいかした自主的・主体的
 な地域づくりの推進]・・・・・・・ 8市町
 「事務処理の的確かつ迅速な対応」・・・・ 7市町
 「一元的な事務処理の効率化」・・・・・・・ 7市町

■移譲を進める分野などについて

ア. 移譲を進める分野
 「土地利用」・・・8市町 「福祉」・・・7市町 「都市計画」・・・5市町
 イ. 移譲方法
 「手上げ方式(メニュー方式)」に重きを置く・・・9市町
 ウ. 移譲が望ましい事務・権限
 「森林づくりの普及啓発等の事務」「まちづくりを進める上での土
 地利用や市町のランドデザインに関する許認可権限等の事務」

■県の支援について

事務の引継ぎのため実施した研修や事務支援に対する改善の有無

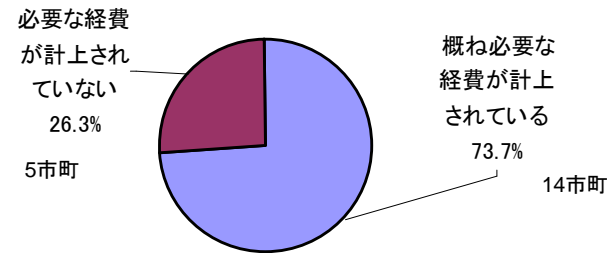


〔改善すべき具体的な内容〕

- ・引継ぎが不十分で解りにくい、サポートがない
- ・専門的な知識や発生が過少な事務等へのフォロー
- ・事務毎の課題改善への支援

■財源措置について

権限移譲事務交付金について



〔必要な経費が計上されていない主な理由〕

- ・1件あたりの処理時間が少ない
- ・計上されていない経費がある
- ・処理件数が実績と異なる

第4章 まとめ

1. 移譲の成果

(1) 市町を対象とする調査結果

具体的な成果として一定の評価

- ・事務の完結処理などにより迅速化、簡素化、近接化
- ・独自の条例や基準の設置、関係課との連携
- ・窓口の一元化

(2) 市町の窓口に来られた住民から得られた意向

市町での事務処理について、概ね肯定的に受け止められている

2. 移譲の課題

(1) 移譲の効果

- ・移譲の効果を感じにくい
- ・地域の独自性が発揮困難
- ・事務処理が非効率になっている

(主な理由)

- ・事務の発生がない、ほとんどない
- ・手続きや処理時間等に変化がない
- ・県に手続きが残っている

(2) 移譲の視点

市町の主体的な選択による移譲が望まれている

(3) 移譲を進める分野、移譲が望ましい事務権限

「福祉」「土地利用」「森林」「まちづくり」分野

(4) 県の支援

事務引継ぎ等における支援内容が必ずしも市町にとって満足のものとなっていない状況がある、人員不足や必要な知識・技能の習得を維持することへの懸念がある

(5) 財源措置(移譲事務交付金)

算定基礎となる処理時間、経費の内容等について精査する必要がある

第4章 まとめ(総括)

- ・移譲の成果として一定の評価がある一方、発生がほとんど無い事務や、県に手続きが残っている事務などに対して、「移譲の効果を感じにくい」との回答が多かったことから、こうした課題を踏まえ、住民がより効果を感じられるような移譲が求められる。
- ・「県の支援」については、事務引継ぎ等における支援内容が必ずしも市町にとって満足のいくものとなっておらず、人員不足や必要な知識・技能の習得を維持することへの懸念も示されており、人員や財源においてきめ細かな対応が求められる。

おわりに

- 今回の検証を通じ、市町から特に、「該当事例がない」「移譲後に市町のみで完結しない」「地域の独自性が発揮できていない」といった状況が示されており、さらに議論、検討が求められる。
- ひとつの方向性として、まとまりのある単位での権限を財源、人材と一体的に移譲すること、基礎自治体としての規模や地域の実情に応じて権限移譲を進めること、また、移譲前における人事交流も含め、より幅広く柔軟な県の支援が考えられる。
- 地方自治体を取り巻く状況は大きく変化してきている中、基礎自治体の役割は一層高まってきている。市町と県が住民ニーズに対応し、効果的・効率的な行財政運営を行っていくため、それぞれの担うべき役割について十分に議論していくことが求められている。